

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成19年11月19日(月)午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

青島敏江，池上直美，奥田都子，小栗正雄，三摩真己，末木宏典，鈴木孝治，長谷川孝夫，真子義秋(以上，学識経験者)，熊田俊博，福地繪子(以上，弁護士)，櫻井登美雄，水谷美穂子(以上，裁判官)

(事務担当者)

宮治芳雅(事務局長)，三枝一久(家事首席書記官)，青木克仁(少年首席書記官)，角川章，山崎弘道(以上，次席家庭裁判所調査官)

(庶務)

佐野秀樹(総務課長補佐)

4 議 事

(1) 委員長の選出

委員の互選により，委員長に長谷川孝夫委員を選任した。

なお，委員長の互選に際して，次の意見が述べられた。

家庭裁判所委員会は，国民の意見を反映させ家庭裁判所の諮問に応じて意見を述べるものであり，その趣旨からすると，委員長には，法曹三者である裁判官，検察官，弁護士以外の方を選任した方がよい。

全国的にみると，裁判所長が委員長をしているところがほとんどであるが，法曹以外の方が委員長をしているところもある。静岡家庭裁判所委員会も第2期は学識経験者の方が委員長をしておられた。第3期も，学識経験者にお願いしたい。

(2) 委員長代理の指名

委員長は、櫻井登美雄委員を委員長代理に指名した。

(3) 委員会の議事運営事項について

委員会の議事運営事項について、協議の結果、次のとおりとした。

ア 委員会の招集

委員会の招集は、委員長がする。

イ 委員会の開催・議決要件

委員会の開催要件は、委員の過半数の出席によることとし、議決が必要な場合には、全委員会の過半数の賛成を必要とする。

ウ 議事及び議事録の公開

議事については、議事概要を作成し、委員長及び委員長代理が内容を確認する。議事概要には発言者名は記載しない。議事概要はホームページ上で公開する。

一般人の傍聴については、原則非公開とする。

報道機関の取材については、原則として委員会の冒頭、具体的には委員長のあいさつまでとする。

なお、議事運営事項の決定に際しては、次のような意見が述べられた。

家庭裁判所委員会は一般国民から意見を伺うという趣旨であるならば、非公開とする必要はない。

国民の司法参加ということからすれば議事を公開すべきである。一般人に対しても、報道機関に対しても、公開でよい。議事録には発言者の氏名を記載してもよい。

議事録に発言者の氏名を載せるのは止めていただきたい。個人情報に関するものや個別具体的な例を話すこともあり、明らかにされては困るものがある。

例えば「家事調停の運用」という内容であれば、そのような問題は起きないのではないか。

議事については、原則公開とし、例外として公開すべきではないと判断した場合は非公開とした方がよい。

各委員の発言について、氏名を載せると、個人的な発言であっても、それは各委員の出身組織を代表した発言と採られるおそれがある。それでは自由な発言はできなくなってしまう。

家庭裁判所委員会は常に開かれたものとして公開すべきであり、ホームページ上で議事概要を公開するだけでは不十分である。

家庭裁判所の事件処理は原則非公開であり、その事件処理の運用等について討議するのであるから、議事を全て公開することによる弊害があると思う。

(4) 静岡家庭裁判所の現状と課題について

水谷美穂子委員が、「静岡家庭裁判所の現状と課題について」説明をした。なお、委員から総事件数に占める本庁、支部、出張所の事件割合、担当する裁判官の人数について質問があり、事務担当者が、おおよその事件割合、裁判官数について回答した。

(5) 第2期静岡家庭裁判所委員会で議論いただいたことの報告

事務担当者から、第2期家庭裁判所委員会で議論したことのうち、補導委託先の確保の現状、庁舎改修による調停室の増設等及び家庭裁判所委員会の在り方についての意見を上級庁に報告した旨の報告があった。

(6) 次回静岡家庭裁判所委員会の意見交換のテーマについて

意見交換テーマとして、水谷美穂子委員から「家事調停の運用について」が提出され、次回に意見交換することとなった。また、その出題趣旨と協議を求める事柄及び「家事調停の概要」について、事務担当者から説明した。

これに対し、各委員から次のとおり意見があった。

家事調停についての県民の意識、ニーズはどのようなものを求めているが、漠然としてよく分からない。委員だけでは県民の意識、ニーズは分からないので、家庭裁判所を利用した人にアンケートを実施し、意見を聞いてみたらどうか。

アンケートの内容、方法について、検討が必要である。

一般の人は、家庭裁判所を日常的に意識してはいない。問題が起きて困っ

たときに、弁護士に相談し、家庭裁判所へ行くのが通常である。家庭裁判所
に対する一般的な意識を聞かれても答えようがない。

5 次回開催日について

平成20年2月27日午後1時30分

以 上